

【別紙】審査基準

委員審査 項目・基準 (右記載の配点を上限とする)		配点
1. 基本項目(5点×6人=30点)		30
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・国の動向を踏まえ、子ども・若者の現状と課題を十分理解している。 ・子ども・若者支援の理念や考え方が適切である。 ・本人や保護者等に対するプライバシーへの配慮及び個人情報の取り扱いが適切である。 ・業務従事者に支援力や適性が十分にある。 	
2. 個別専門的支援について有効性・実効性があるか。(10点×6人=60点)		60
判断基準	・課題の整理やゴール設定がされている。	
3. 個別面談、訪問支援、自立に向けた機会の提供及び同行支援について有効性・実効性があるか。(10点×6人=60点)		60
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・相談受付し、スムーズに個別面談につなぐ工夫がされている。 ・対面、電話、メール、アウトリーチ等、様々なツールを用いた相談窓口を提供することができる。 ・自立に向けた機会の提供について、適切な生活習慣の形成を促す工夫がされている。 ・同行支援について、多機関連携ができるような提案内容になっている。 	
4. 子ども・若者支援地域協議会のサポート機関として有効性・実効性があるか。(10点×6人=60点)		60
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の各構成機関と困難ケースの支援に向けた調整ができる。 ・個別ケースについて、積極的に主導して機関連携する姿勢がある。 	
5. 子ども・若者支援地域協議会構成機関の支援力の向上に有効性・実効性があるか。(10点×6人=60点)		60
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会構成機関の支援の質を向上させるために、内容を工夫して講習会を実施できる。 ・状態改善に向けた支援ノウハウを各支援機関ができる支援方法として落とし込み、協議会で共有する機会を設ける。 	
6. 独自の事業提案(15点×6人=90点)		90
判断基準	・子ども・若者自立支援についての考え方や実施方法に、実効性・積極性・独自性・発展性がある。	
事務局審査 項目・基準 (右記載の配点を上限とする)		配点
業務実績調書		25
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の業務実績は豊富か 【同種業務】(子ども・若者とその保護者を対象とした自立支援に向けた相談業務) 契約額300万以上・・・5点 100万～300万・・・4点 100万未満・・・3点 発注者なし(独自事業)・・・2点 【類似業務】(各種相談業務) 契約額100万以上・・・3点 100万未満・・・2点 発注者なし(独自事業)・・・1点 ※事業実施年数の加点 3年以上・・・2点 2年・・・1点 	
業務実施体制		20
判断基準	最低基準：7h/日×5日/週×4人配置(下記のとおり、時間追加ごとに加算する) 31～40h・・・5点 21～30h・・・4点 11～20h・・・3点 1～10h・・・2点 実務経験(相談業務) 5年以上・・・4点 3年以上・・・3点 1年以上・・・2点	
見積書		50
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・全候補者のうち、最低見積金額を提示した候補者を50点とする。2位以下については、(参加業者中最低見積額/各社見積額)×50点 ※少数点以下は切り捨て 	
合計点		455

360

95